

茨木市特別職報酬等審議会  
答 申 書

平成30年1月31日

茨木市特別職報酬等審議会

茨附特第4号  
平成30年1月31日

茨木市長 福岡洋一様

茨木市特別職報酬等審議会  
会長 福井紀夫

特別職の報酬等の額について（答申）

平成29年12月25日付茨人事第2609号で諮問された市議会議員の議員報酬の額及び政務活動費の額並びに市長及び副市長の給料の額について、当審議会は慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

茨木市特別職報酬等審議会

会長	福井紀夫	(学識経験者)
副会長	山本晃嗣	(学識経験者)
委員	山下克之	(学識経験者)
委員	岡初美	(農業団体代表)
委員	植木謙治	(商業団体代表)
委員	上羽京子	(市民委員)
委員	上村智子	(市民委員)

特別職の報酬等の額について（答申）

記

1 市長及び副市長の給料の額

市長及び副市長の給料の額については、諮問に従って次のとおり改定することが適当であると考ええる。

職	区分	現行額	答申額	増減額	増減率
市長	月額	1,057,000円	983,000円	△74,000円	約△7.0%
副市長	月額	923,000円	858,000円	△65,000円	約△7.0%

2 市議会議員の議員報酬の額及び政務活動費の額

市議会議員の議員報酬の額については、現行の額で据え置き、政務活動費の額については、次のとおり改定することが適当であると考ええる。

職	区分	現行額
議長	月額	758,000円
副議長	月額	708,000円
常任委員長	月額	668,000円
議会運営委員長	月額	668,000円
議員	月額	664,000円

	区分	現行額	答申額	増減額
政務活動費	月額	40,000円	25,000円	△15,000円

### 3 はじめに

茨木市特別職報酬等審議会は、学識経験者、各種団体代表及び市民からなる7人の委員の構成で、平成29年12月25日に設置され発足した。

当審議会は、市議会議員の議員報酬の額及び政務活動費の額並びに市長及び副市長の給料の額について市長から諮問を受けて以来、延べ3回の会議において、提出された資料等をもとに、特別職と一般職員の報酬等改定の推移、大阪府内各市及び全国における本市と同程度の規模である市（以下、「全国類似都市」という。）の給料や報酬等、本市及び大阪府内各市の財政状況、民間企業役員等の年収等の把握に努めるとともに、市議会議員、市長及び副市長の職務と職責等を勘案して、各々の専門的かつ市民の立場から慎重かつ率直な意見交換を行い、一定の結論に達した。

### 4 審議の過程で把握した事項及び審議の内容

#### (1) 市長からの諮問

諮問の内容は、市長及び副市長の給料の額について、大阪府内各市や類似団体の状況等を踏まえ、概ね7%程度を引き下げ、市長98万3千円、副市長85万8千円とするものであった。

概ね7%の減額は、全国類似都市において時限的な減額措置による市長の給料の平均減額率が7.3%であること、また、大阪府内各市及び全国類似都市において時限的な減額措置による市長及び副市長の給料の平均減額率が7.0%であることを踏まえたものである。

#### (2) 特別職報酬等の改定状況

市長及び副市長の給料の額は、平成6年12月以来、16年間据え置かれていたが、平成23年度に市長3千円、副市長2千円の減額改定が行われた。ただし、その間も、市長の自主的な減額措置として、平成18年1月から平成20年3月までの間、続いて平成20年7月から平成24年3月までの間、市長10%、副市長7%、さらには、平成24年6月から平成28年3月までの間、市長30%、副市長20%の減額が行われた。

また、議員報酬の額については、平成23年度に議長及び副議長2千円、議員千円の減額改定が行われたほか、平成24年7月1日から平成25年1月30日までの間、一律10%、また、平成25年7月から平成26年3月までの間、一律5%の自主的な減額措置が行われた。

### (3) 一般職の職員の給与改定状況

一般職の職員の給与は、人事院勧告を基本として改定されており、平成26年度から4年連続で増額されているものの、平成27年度に実施した給与制度の総合的見直しによる減額も影響し、前回の審議会が開催された平成24年度から平成29年度の6年間においては概ね0.8%の減額となっている。

なお、平成24年7月から平成26年3月までの間、市長公約により、職階及び年齢に応じて、給料、期末勤勉手当、地域手当で3～10%、管理職手当で一律10%の減額措置が行われた。

### (4) 大阪府内各市の改定状況

大阪府内31市（政令指定都市を除く。）においては、平成22年から平成28年までの間、7市が給料の額そのものを減額する条例本則の改正を行っている。また、行財政改革の一環として、条例附則による時限的な減額措置を実施している市は、平成29年4月1日現在において、19市である。

### (5) 本市の財政状況

わが国の経済情勢は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるものの、地方財政においては、継続して増嵩する社会保障経費や、老朽化する公共施設等のマネジメントに多額の財源を要するとともに、今後の税制改正の影響等から、安定的な財源確保の見通しが難しい状況にある。

そのなかで、本市は、昭和30年代に財政再建団体の指定を受けるという苦しい体験を踏まえ、他市に先駆け、早い段階から行財政改革に取り組んできた結果、地方財政全体が悪化する傾向の中にあっても、健全財政を維持してきた。財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、平成28年度で92.0%であり、大阪府内で第2位であること等、比較的良好な財政状況を維持しているものの、高齢者人口や保育需要、障害福祉サービス等の伸びによる社会福祉経費の増加に加え、まちの持続的発展に向けた政策事業の実施により、何も手立てを講じない場合は、平成30年度から収支の均衡が崩れ出し、平成31年度以降には財源不足が累積する非常に厳しい状況が予測されている。したがって、財政の弾力性の確保と財源の確保に向けた積極的な取り組みが必要と考える。

### (6) 市長及び副市長の職務と職責及び給料の額

市長及び副市長の給料の額は、その職務の内容や責任の度合いを考慮しつつ、

一般職の職員の給与の改定状況や、大阪府内各市や全国類似都市の状況等を総合的に勘案のうえ、決定すべきものである。

現在、大阪府内においては、市長及び副市長の給料の額はともに第2位である。ただし、時限的な減額措置を実施している市も多く、その減額措置を加味した額においては、ともに第1位となる。また、全国類似都市36市においては、市長が第11位、副市長が第2位であり、同様に減額措置を加味すると、市長が第7位、副市長が第1位となる。

なお、全国証券市場の上場企業やそれに匹敵する非上場企業の役員等の年収水準と比較すると大きく下回っており、また、市内事業所の約半数を占める従業員規模1～4人の企業に近似する区分である従業員300人未満または資本金3千万円未満の企業の役員等の年収水準を比較しても、概ね低い水準にある。

それらを踏まえたうえで、特別職の職務や職責を勘案すれば、本市の財政状況や民間企業との比較において減額する必要はないとの意見が出されたが、大阪府内各市や全国類似都市との均衡に配慮し、また市長が有額で諮問したことに鑑みて、諮問どおり概ね7%の減額はやむを得ないとの意見が多数を占めた。

#### (7) 市議会議員の議員報酬の額及び政務活動費の額

非常勤の特別職である市議会議員については、市民ニーズの増大と行政需要の多様化の中で、その職務は複雑・多様化し、ますます常勤化・専門化が進んでいる状況にある。特に、議長・副議長にあつては、勤務の形態が常勤に近く、その職責の重要性と責任の度合いに鑑み、議長、副議長、議員の間には従前どおり適切な格差を設けることが妥当と考える。

このことから、議員報酬の額については、市民の代表者としての議決権を有する議員が安んじてその職責を全うし、市民の信託に応えることができることに十分留意しつつ、常勤の特別職の給料の額の推移や大阪府内各市及び全国類似都市の状況等を総合的に考慮して決定すべきものである。

現下の社会経済情勢や市の財政状況から、大阪府内の5市において議員報酬の額の時限的な減額措置が行われている中、議長及び副議長が第4位、議員が第3位であり、減額措置を加味すると、議長及び副議長が第3位、議員が第2位に位置している。それらの状況に鑑み、市長及び副市長の給料の減額との均衡に配慮し、議員報酬あるいは政務活動費について一定の減額を講じることが市民の理解が得られるものであるとの意見や、平成29年1月に議員定数を30人から28人に削

減するなど議員報酬に係る支出を減らすための努力も見られているとの意見、また、一部地方議会では議員のなり手確保のため、議員報酬の額を引き上げるべきといった議論がなされている点も考慮して検討すべきとの意見が出された。

政務活動費については、平成21年4月に当時の政務調査費が8万円から4万円に減額されている。その後、地方自治法の改正により、平成25年3月から名称が「政務調査費」から「政務活動費」と、交付目的も「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」と改められ、「使途の透明性の確保に努めるものとする」とされた。また、政務活動費を充てることができる経費の範囲が条例に定められたが、本市においては、数年にわたり政務活動費に関する住民訴訟が提起されるなど、さらなる使途の明確化が求められている。その状況において、平成28年度における政務活動費の執行率が約7割に留まっていることや、使途の明確化をより一層徹底するためにも政務活動費を引き下げるべきとの意見が出された。

## 5 審議の結果

市議会議員の議員報酬及び政務活動費並びに市長及び副市長の給料は、市民の税金によって支払われているものであり、これらの額の決定にあたっては、何よりも市民の感情を考慮し、その理解が得られるものでなければならない。

当審議会は、以上の審議を踏まえたうえで、各々の専門的かつ市民の立場から慎重かつ率直な意見交換を行った結果、次の結論に至ったものである。

市長及び副市長の給料の額は、特別職の職務や職責、民間企業との比較、財政状況等を勘案しつつも、大阪府内各市や全国類似都市との比較において高い水準にあることから、それらとの均衡に鑑み、諮問どおり概ね7%の減額が適当である。

議員報酬の額は、大阪府内各市や全国類似都市との比較において高い水準にあるものの、議員定数を削減するなど議会としての一定の努力も見られること、一部地方議会において議員のなり手確保に向けた議員報酬の引き上げ等の議論がなされていることを勘案し、現行の額で据え置くことが妥当である。

一方、政務活動費については、議員の調査活動基盤の充実を図り、市議会の活性化の趣旨からも必要不可欠の経費ではあるが、直近の執行率が約7割に留まっていることや、市長及び副市長の給料の減額との均衡を図る必要があること等を総合的

に勘案した結果、現行の額から1万5千円を減額することが適当である。

## 6 おわりに

今回の答申については、延べ3回の審議を重ね、慎重に検討を行った結果、結論に達したものであり、本答申を尊重し、速やかに適切な処置がとられることを要望するものである。

なお、市長及び副市長におかれては、これまでから市民サービスの向上を目指して努力されているところであるが、今後ともより一層、様々な行政課題に的確かつ柔軟に対応されるとともに、さらなる市の発展をめざし、「次なる茨木」の実現に向けた創意と工夫を重ね、行政水準の向上と市民福祉の充実に努められることを切望するものである。

また、市議会議員におかれても、複雑・多様化する住民ニーズの的確な把握に努められ、議員活動を通じて、市政に反映されてきたところであるが、今後とも、市民の信託に応えるべく、市民福祉の向上や、魅力あるまちづくりを目指して、活躍されることを期待するものである。

## 7 付帯意見

当審議会の結論及び審議の内容については、以上の各項目で述べたとおりであるが、審議の中で以下の意見が出されたので付言する。

「市長及び副市長の給料の額について、現在、大阪府内各市や全国類似都市における多くの自治体が時限的な減額措置としている状況にあることや、本市条例における法的安定性等に鑑み、条例本則の給料の額そのものを改正するのではなく、現市長の任期中に限定した時限的な減額措置となる条例附則による改正についても十分に検討されたい。」

### 審議会の開催状況

回数	開催日	審議事項
第1回	平成29年12月25日(月)	正副会長の選出、諮問、審議
第2回	平成30年1月17日(水)	審議
第3回	平成30年1月31日(水)	答申案の審議、答申



## 平成29年茨木市特別職報酬等審議会 資料目次

- 1 平成29年茨木市特別職報酬等審議会委員名簿
- 2 茨木市特別職報酬等審議会規則
- 3 茨木市特別職報酬等審議会開催状況
- 4 特別職と一般職員の報酬等改正額の推移
- 5 特別職等の年収調
- 6 民間企業役員等の年収調
- 7 特別職と一般職の給料調
- 8 府内各市の給料・報酬等調
- 9 全国類似都市（施行時特例市）の給料・報酬等調
- 10 府内各市の人件費比率等順位
- 11 政務活動費交付額
- 12 政務活動費執行状況調
- 13 府内各市の政務活動費
- 14 府内各市の市議会議員報酬調

## 茨木市特別職報酬等審議会委員名簿

順不同、敬称略

区 分	所 属 団 体 ・ 氏 名
学識経験者	茨木市社会福祉協議会会長 (茨木市有功者政友クラブ会長) 福井 紀夫
	山本公認会計士・税理士事務所 山本 晃嗣
	追手門学院大学経営学部経営学科教授 博士(経済学) 山下 克之
農業団体代表	茨木市農業委員会委員 岡 初美
商業団体代表	茨木商工会議所副会頭 植木 謙治
市民委員	上羽 京子
市民委員	上村 智子

○茨木市特別職報酬等審議会規則

平成25年3月29日  
茨木市規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第3条の規定に基づき、茨木市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、茨木市附属機関設置条例別表に定めるその担任する事務について意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市の区域内の公共的団体から推薦された者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了した日までとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(秘密の保持)

第8条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

○ 茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）（抄）

別表（第2条関係）

市長の附属機関

名称	担任する事務
茨木市特別職報酬等審議会	議員の議員報酬、政務活動費並びに市長及び副市長の給料の額についての審議に関する事務

## 茨木市特別職報酬等審議会開催状況（平成4年以降）

諮問日	諮問内容	答申日	答申内容
H4. 10. 12	市長・助役及び収入役の給料額並びに市議会議員の報酬額	H4. 11. 20	額の引き上げ 市長 10.38% 助役 10.00% 収入役 10.64% 議長 12.50% 副議長 11.67% 議員 11.50%
H6. 10. 12	市長・助役及び収入役の給料額並びに市議会議員の報酬額	H6. 11. 24	額の引き上げ 市長 4.95% 助役 5.11% 収入役 5.13% 議長 5.56% 副議長 5.97% 議員 5.56%
H13. 2. 1	市議会議員に対する政務調査費の額	H13. 2. 14	据え置き
H18. 10. 5	市長・助役及び収入役の給料額及び市議会議員の報酬額並びに市議会議員に対する政務調査費の額	H18. 10. 26	据え置き
H20. 5. 22	市長・副市長の給料の減額措置	H20. 5. 29	市長 10%減額 副市長 約 7%減額 (H20. 7. 1～H24. 3. 31)
H20. 11. 18	市長及び副市長の給料額及び市議会議員の報酬額並びに市議会議員に対する政務調査費の額	H21. 2. 10	報酬等の額 → 据え置き 政務調査費 → 50%減額
H23. 1. 13	市長及び副市長の給料額及び市議会議員の議員報酬額	H23. 2. 3	額の引き下げ 市長 0.3%減額 副市長 0.2%減額 議長 0.3%減額 副議長 0.3%減額 常任委員長 0.3%減額 議会運営委員長 0.3%減額 議員 0.2%減額
H25. 2. 26	市長及び副市長の給料額及び市議会議員の議員報酬額並びに市議会議員に対する政務調査費の額	H25. 4. 9	据え置き

特別職と一般職員の報酬等改正額の推移

改正年		H4		H5		H6		H7		H8		H9		H10		H11		H12		H13	
市	長	1,010,000 円	10.38 %	— 円	— %	1,060,000 円	4.95 %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
助	役	880,000 円	10.00 %	— 円	— %	925,000 円	5.11 %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
収	入	780,000 円	10.64 %	— 円	— %	820,000 円	5.13 %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
教	育	780,000 円	10.64 %	— 円	— %	820,000 円	5.13 %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
水	道	780,000 円	10.64 %	— 円	— %	820,000 円	5.13 %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
議	長	720,000 円	12.50 %	— 円	— %	760,000 円	5.56 %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
副	議	670,000 円	11.67 %	— 円	— %	710,000 円	5.97 %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
議	員	630,000 円	11.50 %	— 円	— %	665,000 円	5.56 %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
会	派	70,000 円	40.00 %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	80,000 円	14.30 %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
一般職員	最高給料月額	562,100 円	3.56 %	577,900 円	2.81 %	577,600 円	-0.05 %	586,300 円	1.51 %	592,800 円	1.11 %	595,300 円	0.42 %	602,100 円	1.14 %	602,100 円	0.00 %	586,300 円	-2.62 %	586,300 円	0.00 %
	給料表改定率	5.04 %		4.18 %		6.57 %		0.90 %		0.93 %		0.97 %		0.69 %		0.29 %		0.00 %		0.00 %	
	給与改定年月日	H4. 4. 1		H5. 4. 1		H6. 4. 1		H7. 4. 1		H8. 4. 1		H9. 4. 1		H10. 4. 1		H11. 4. 1		H12. 4. 1		H13. 4. 1	

※会派調査研究費は、1人当たり月額

改正年		H14		H15		H16		H17		H18		H19		H20		H21		H22		H23	
市	長	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	1,057,000 円	-0.30 %
助	役 (H19 ~ 副市長)	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
収	入 役 (H19 ~ 廃止)	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
教	育	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
水	道	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
議	長	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
副	議	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
議	員	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
政	務	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
一般職員	最高給料月額	573,800 円	-2.13 %	553,100 円	-3.61 %	553,100 円	0.00 %	551,300 円	-0.33 %	551,300 円	0.00 %	551,300 円	0.00 %	526,400 円	-4.52 %	502,989 円	-4.45 %	494,600 円	-1.67 %	487,870 円	-1.36 %
	給料表改定率	-1.97 %		-1.10 %		0.00 %		-0.32 %		0.00 %		0.11 %		0.00 %		-0.18 %		-0.08 %		-0.24 %	
	給与改定年月日	H15. 1. 1		H15. 12. 1				H17. 12. 1				H19. 4. 1				H21. 12. 1		H22. 12. 1		H23. 12. 1	

※政務調査費は、1人当たり月額

改正年		H24		H25		H26		H27		H28		H29	
市	長	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
副	市	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
教	育	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
水	道	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
議	長	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
副	議	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
議	員	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
政	務	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %
一般職員	最高給料月額	428,267 円	-12.22 %	440,190 円	2.78 %	488,658 円	11.01 %	494,371 円	1.17 %	488,658 円	-1.16 %	485,999 円	-0.54 %
	給料表改定率	0.00 %		0.00 %		0.32 %		-1.91 %		0.40 %		0.20 %	
	給与改定年月日					H26. 4. 1		H27. 4. 1 (総合的見直し)		H27. 4. 1		H28. 4. 1	

※政務調査費 (H25~政務活動費) は、1人当たり月額

## ■過去の自主減額措置

		市長	副市長	水道事業管理者	教育長	市議会議長	市議会副議長	市議会議員
H18.1.1～H20.3.31	減額前	1,060,000	925,000	820,000	820,000	760,000	710,000	665,000
	減額後	954,000	861,000	763,000	763,000	-	-	-
	減額率	10%	約7%	約7%	約7%	-	-	-
H20.7.1～H24.3.31 (H23.4.1から報酬等改定)	減額前	1,060,000	925,000	820,000	820,000	-	-	-
		(1,057,000)	(923,000)	(818,000)	(818,000)	(758,000)	(708,000)	(664,000)
	減額後	954,000	861,000	763,000	763,000	-	-	-
		(952,000)	(859,000)	(761,000)	(761,000)	-	-	-
	減額率	10%	約7%	約7%	約7%	-	-	-
H24.6.1～H28.3.31	減額前	1,057,000	923,000	818,000	818,000	-	-	-
	減額後	740,000	739,000	696,000	696,000	-	-	-
	減額率	30%	20%	15%	15%	-	-	-
H24.7.1～H25.1.30	減額前	-	-	-	-	758,000	708,000	664,000
	減額後	-	-	-	-	682,200	637,200	597,600
	減額率	-	-	-	-	10%	10%	10%
H25.7.1～H26.3.31	減額前	-	-	-	-	758,000	708,000	664,000
	減額後	-	-	-	-	720,100	672,600	630,800
	減額率	-	-	-	-	5%	5%	5%

## 特別職等の年収調

(単位：円)

	年間給与	年間期末手当	年収
市長	13,952,400	6,069,294	20,021,694
副市長	12,183,600	5,299,866	17,483,466
水道事業管理者	10,797,600	4,696,956	15,494,556
教育長	10,797,600	4,696,956	15,494,556
常勤の監査委員	7,642,800	3,324,618	10,967,418
市議会議長	9,096,000	3,956,760	13,052,760
市議会副議長	8,496,000	3,695,760	12,191,760
市議会議員	7,968,000	3,466,080	11,434,080

※H29.4.1現在の給料月額を算定基礎とし、それぞれ年収額を試算

## 民間企業役員等の年収調

### ○民間企業役員等※1

【単位:万円】

区 分	全 対 象 企 業			従 業 員 300 人 未 満 の 企 業		
	報酬月額	年間賞与	年間報酬	報酬月額	年間賞与	年間報酬
会長	337	892	4,936	218	689	3,305
社長	321	793	4,645	222	614	3,278
副社長	263	850	4,006	210	972	3,492
専務取締役	223	572	3,248	179	125	2,273
常務取締役	179	436	2,584	146	391	2,143
取締役相談役	199	508	2,896			
取締役	141	246	1,938	115	237	1,617
常勤監査役	120	39	1,479	74	8	896

#### ※1 調査要領

労務行政研究所による「役員報酬等に関する実態調査」

全国証券市場の上場企業3521社と、上場企業に匹敵する非上場企業(資本金5億円以上かつ従業員500人以上)293社の合計3814社を対象とした調査で回答のあった119社の集計(従業員300人未満の企業は43社)

調査期間:2016年7月11日~9月14日

### ○民間企業役員等※2

【単位:万円】

区 分	全 対 象 企 業			資 本 金 3,000 万 円 未 満 の 企 業		
	報酬月額	年間賞与	年 収 額	報酬月額	年間賞与	年 収 額
会長	244.4	1,299.0	3,338.7	88.3		1,060.0
社長	275.9	1,436.0	3,874.2	206.0	915.5	2,678.0
副社長	269.9	1,639.2	4,106.8	85.0		1,103.3
専務	199.0	983.4	2,869.1	113.9	373.0	1,446.2
常務	174.9	680.4	2,429.4	113.8	173.0	1,402.6
担当取締役	120.1	277.8	1,574.3	77.8	153.8	961.6
兼務取締役	106.2	263.6	1,456.1	62.4	195.8	889.2
執行役員	139.5	442.7	1,967.0	50.6	115.9	684.8
常勤監査役	155.9	637.5	1,980.6			

#### ※2 調査要領

賃金管理研究所による「社長・重役の報酬・賞与・年収額の実態(2015年)」

産業経理協会等の協力により開催したセミナー等に出席した企業の役員、幹部社員を対象に実施したアンケート調査222社(上場70社・非上場152社)の回答を集計(資本金3,000万円未満の企業は49社)

調査期間:2015年10月~2016年3月上旬



## 特別職と一般職の給料調

(単位:円)

区 分	職 名	現行給料月額
特 別 職	市 長	1,057,000
	副 市 長	923,000
	教 育 長	818,000
	水道事業管理者	818,000

※別途地域手当(10%)支給あり

(単位:円)

区 分		平成29年4月1日現在									
		給料			管理職	地 域		計		年齢 (歳)	在職 (年)
		級号給	給料の額	減額後	手 当	手 当	減額後	減額前	減額後		
一般職	最高	17	493,800	減額なし	85,000	57,880	減額なし	636,680	減額なし	51	1
(部長)	最低	3	452,000	445,900	85,000	53,700	53,090	590,700	583,990	56	14
	平均(19人)		462,616	458,645	84,526	54,714	54,317	601,856	597,489	55	29

※平成30年3月31日までの間、課長級以上かつ55歳以上の職員に対する給料月額を1.5%減額



全国類似都市の給料・報酬等調

平成29年4月1日現在

区分 市名	H29.3.31 人口 (人)	議員 条例 定数	職																											
			常 勤 特 別												非 常 勤 特 別															
			市長				副市長				教育長				水道事業管理者※				議長				副議長				議員			
(現行) (円)	順位	(減額前) (円)	順位	(現行) (円)	順位	(減額前) (円)	順位	(現行) (円)	順位	(減額前) (円)	順位	(現行) (円)	順位	(減額前) (円)	順位	(現行) (円)	順位	(減額前) (円)	順位	(現行) (円)	順位	(減額前) (円)	順位	(現行) (円)	順位	(減額前) (円)	順位			
茨木市	280,518	28	1,057,000	7		11	923,000	1		2	818,000	2		2	818,000	1		1	758,000	1		1	708,000	1		1	664,000	1		1
山形市	248,047	33	1,066,000	4		8	843,000	14		19	698,000	22		28	698,000	11		13	740,000	3		3	690,000	4		4	640,000	4		4
水戸市	270,376	28	860,000	32	1,075,000	7	858,450	11	885,000	10	759,500	10	775,000	7	749,700	7	765,000	8	700,000	8		9	630,000	9		10	590,000	10		10
つくば市	226,781	27	927,000	23		35	762,000	31		35	680,000	29		34					547,000	32		32	480,000	32		32	447,000	34		34
伊勢崎市	211,970	30	964,000	19		31	812,000	19		27	693,000	24		30					555,000	30		30	505,000	27		27	485,000	24		24
太田市	223,786	32	1,010,000	13		21	855,000	12		16	735,000	14		18					560,000	28		28	515,000	24		24	485,000	24		24
川口市	596,505	42	1,077,240	3	1,146,000	1	885,480	7	942,000	1	765,160	8	814,000	3	765,160	6	814,000	2	728,000	7		7	664,000	7		7	621,000	6		6
所沢市	343,986	33	1,029,000	9		16	876,000	8		12	781,000	4		6	781,000	3		5	660,000	14		14	580,000	18		18	560,000	14		14
草加市	241,560	28	832,000	33	1,040,000	13	787,500	24	875,000	13	712,500	20	750,000	13					540,000	34		34	505,000	27		27	470,000	29		29
春日部市	236,086	32	982,000	15		28	832,000	16		21	761,000	9		11	727,000	10		12	537,000	35		35	478,000	33		33	450,000	32		32
熊谷市	199,029	30	920,000	24		36	776,000	26		32	718,000	19		24					542,000	33		33	470,000	34		34	450,000	32		32
小田原市	193,414	28	889,200	29	988,000	27	817,000	18		26	706,000	21		26					586,000	24		24	511,000	26		26	475,000	26		26
大和市	234,923	28	943,000	20		33	764,000	29		33	682,000	28		32					549,000	31		31	466,000	36		36	439,000	36		36
平塚市	257,109	28	897,300	27	997,000	24	770,970	27	829,000	22	689,700	27	726,000	21					615,000	22		22	540,000	22		22	502,000	21		21
厚木市	224,836	28	670,600	35	958,000	32	678,600	35	780,000	31	656,580	33	706,000	26					566,000	27		27	490,000	30		30	452,000	31		31
茅ヶ崎市	241,718	28	930,000	22		34	763,000	30		34	692,000	26		31					560,000	28		28	484,000	31		31	453,000	30		30
長岡市	273,881	34	1,016,000	12		20	825,000	17		24	694,000	23		29					624,000	20		20	563,000	20		20	526,000	19		19
上越市	195,880	32	869,670	31	966,300	30	656,280	36	729,200	36	609,100	36		36	609,100	20		20	529,400	36		36	468,400	35		35	440,800	35		35
福井市	264,906	32	1,058,000	6		10	874,000	9		14	740,000	13		17	740,000	8		10	740,000	3		3	670,000	5		5	630,000	5		5
甲府市	190,456	32	972,000	17	1,080,000	6	792,000	22	880,000	11	679,500	31	755,000	12	679,500	16	755,000	9	660,000	14		14	610,000	13		13	590,000	10		10
松本市	240,276	31	1,027,000	10		17	843,000	14		19	729,000	16		20					617,000	21		21	554,000	21		21	497,000	22		22
沼津市	198,124	28	502,500	36	1,005,000	23	800,000	20		28	725,000	17		22					600,000	23		23	537,000	23		23	493,000	23		23
富士市	255,060	32	990,000	14		25	800,000	20		28	742,000	11		15					653,000	17		17	594,000	16		16	524,000	20		20
春日井市	311,344	32	1,062,000	5		9	887,000	6		9	773,000	5		8					640,000	18		18	579,000	19		19	532,000	18		18
一宮市	386,105	38	1,082,000	2		5	889,000	5		8	830,000	1		1	768,000	5		7	639,000	19		19	587,000	17		17	545,000	17		17
四日市市	311,672	34	1,099,000	1		2	902,000	3		5	742,000	11		15	686,000	14		15	691,000	11		12	629,000	11		12	589,000	12		12
吹田市	369,522	36	1,050,000	8		12	920,000	2		3	810,000	3		4	810,000	2		3	740,000	3		3	700,000	3		3	650,000	3		3
八尾市	268,013	28	909,000	25	1,010,000	21	783,000	25	870,000	15	693,000	24	770,000	10	693,000	13	770,000	6	700,000	8		9	650,000	8		8	610,000	7		7
寝屋川市	236,758	27	980,000	16	1,030,000	15	865,000	10	910,000	4	770,000	7	810,000	4	770,000	4	810,000	3	745,000	2		2	705,000	2		2	660,000	2		2
岸和田市	197,629	26	891,000	28	990,000	25	765,000	28	850,000	17	675,000	32	750,000	13					660,000	14		14	630,000	9		10	600,000	9		9
明石市	298,878	30	758,800	34	1,084,000	3	751,800	32	895,000	7	733,000	15		19	681,000	15		18	732,000	6		6	667,000	6		6	602,000	8		8
加古川市	267,724	31	904,000	26	1,084,000	3	896,000	4		6	772,000	6		9	738,000	9		11	667,000	13		13	604,000	15		15	558,000	15		15
宝塚市	234,322	26	880,200	30	978,000	29	740,000	33	795,800	30	647,900	34	682,000	32	647,900	18	682,000	17	690,300	12	711,700	8	620,200	12	639,400	9	569,300	13	587,000	13
鳥取市	190,139	32	1,026,000	11		18	850,000	13		17	722,000	18		23	693,500	12		14	584,000	25		25	513,000	25		25	475,000	26		26
松江市	203,716	34	972,000	17	1,026,000	18	792,000	22	826,000	23	680,000	29	717,000	25	648,000	17	684,000	16	584,000	25		25	504,000	29		29	475,000	26		26
佐賀市	234,152	36	935,100	21	1,039,000	14	738,000	34	820,000	25	611,100	35	679,000	35	611,100	19	679,000	19	692,000	10		11	607,000	14		14	553,000	16		16

※類似都市とは  
 全市区町村を人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）により分類したもの。  
 茨木市及び上記の市は、施行時特例市（特例市制度の廃止（平成27年4月1日施行）の際、現に特例市である市）である。

※水道事業管理者について、地方公営企業法第7条ただし書の規定及び地方公営企業法施行令第8条の2第1号の規定により、条例で管理者を置かない市は空欄  
 なお、平成28年12月1日現在、茨木市、川口市、甲府市は、管理者不在により職務代理者を置いている



政務活動費 会派・議員の交付額

区 分	会派に対する 政務活動費の月額	議員に対する 政務活動費の月額
自由民主党・絆	10,000円	30,000円
公 明 党	25,000円	15,000円
大阪維新の会	40,000円	0円
民進ネット	5,000円	35,000円
日本共産党	40,000円	0円
茨木市民 フォーラム	5,000円	35,000円
会派に所属 しない議員	—	40,000円

## 政務活動費 執行状況調

【単位:円】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年額(1人当たり)	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
交付額 (a)	14,360,000	14,400,000	14,200,000	13,920,000	14,130,000
執行額 (b)	13,687,601	14,740,621	12,767,124	11,540,602	10,779,327
調査研究費	1,298,490	2,078,980	1,439,740	552,080	504,528
研修費		499,180	758,490	871,250	223,070
広報・広聴費	5,454,664	4,287,254	3,709,070	3,954,085	4,240,906
要請・陳情活動費		0	0	0	0
会議費		0	0	0	0
資料作成費	2,276,184	3,190,400	2,447,593	1,910,533	2,606,790
資料購入費	2,012,113	2,207,650	1,782,833	1,722,526	1,595,857
人件費	860,000	380,000	576,000	81,000	40,000
事務所費	1,759,150	2,097,157	2,053,398	2,449,128	1,568,176
その他の経費	27,000				
戻入額 (c)	2,229,258	1,290,909	2,372,129	3,017,219	4,256,719
精算額 (a)-(c)	12,130,742	13,109,091	11,827,871	10,902,781	9,873,281

※精算額と執行額との差は、会派及び議員が交付額以上支出したため

※平成25年度に政務調査費から政務活動費に変更されたことに伴い、支出区分が変更された

府内各市の政務活動費

H29.10.1 調査

		交 付 対 象				金 額 ( 円 )		備 考
		議 員	会 派	議員及び 会派の両方	議員又は会派の一方		順 位	
北 摂	茨 木			○		40,000円	20	議員及び会派分の計
	豊 中		○(1人会派含む)			70,000円	6	
	池 田		○(1人会派含む)			50,000円	13	
	吹 田		○(1人会派含む)			110,000円	2	
	高 槻	○				70,000円	6	
	箕 面		○(1人会派含む)			45,000円	16	
	摂 津		○(1人会派含む)			30,000円	24	
河 北	守 口		○(1人会派含む)			30,000円	24	
	枚 方	○				70,000円	6	
	寝屋川				○	45,000円	16	会派又は会派に属するものの議員個人として政務活動費の交付を受ける議員若しくは会派に属さない議員に交付
	大 東				○	80,000円	4	会派又は会派に属するものの議員個人として政務活動費の交付を受ける議員若しくは会派に属さない議員に交付
	門 真	○				45,000円	16	
	四 条 畷	○				40,000円	20	
	交 野	○				45,000円	16	
中 部	八 尾				○	70,000円	6	
	富 田 林		○(1人会派含む)			80,000円	4	
	河内長野		○(1人会派含む)			60,000円	11	
	松 原		○(1人会派含む)			85,000円	3	
	柏 原				○	40,000円	20	
	羽 曳 野		○(1人会派含む)			60,000円	11	
	藤 井 寺		○(1人会派含む)			30,000円	24	
	東 大 阪		○(1人会派含む)			150,000円	1	
	大阪狭山				○	20,000円	29	
阪 南	岸 和 田		○(無所属議員含まず)			50,000円	13	
	泉 大 津		○(1人会派含む)			* 25,000円	28	(*年額30万円) 必要の都度交付
	貝 塚	○				* 30,000円	24	(*年額36万円) 年額として一括交付
	泉 佐 野		○(1人会派含む)			50,000円	13	
	和 泉	○				70,000円	6	
	高 石	○				36,000円	23	
	泉 南					0円	31	平成28年8月1日から交付を廃止
阪 南	○				* 20,000円	29	(*半期で12万円) 半期ごとに交付	

府内各市の市議会議員報酬調

H29.4.1現在

団体名	議長				副議長				常任委員会委員長				常任委員会副委員長				議会運営委員会委員長				議員										
	本則		減額後		本則		減額後		本則		減額後		本則		減額後		本則		減額後		本則		減額後								
	順位	減額率	順位	減額率	順位	減額率	順位	減額率	順位	減額率	順位	減額率	順位	減額率	順位	減額率	順位	減額率	順位	減額率	順位	減額率	順位	減額率							
北摂	茨木市	7,580	4		3	7,080	4		3	6,680	4		3	-	-	-	6,680	3		2	6,640	3		2							
	豊中市	7,300	9		7	6,900	8		6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,350	8		6								
	高槻市	7,500	5		4	7,100	3		2	6,800	2		1	-	-	-	6,800	2		1	6,600	4		3							
	吹田市	7,400	7		6	7,000	7		5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,500	7		5								
	箕面市	7,200	10		8	6,600	11		10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,100	11		10								
	池田市	7,000	12		11	6,400	15		14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,000	14		13								
	摂津市	6,200	21		21	5,700	24		23	5,400	7		7	-	-	-	5,400	6		6	5,350	25		23							
北河内	枚方市	7,660	2	7,200	▲6%	8	7,270	2	6,833	▲6%	7	6,880	1	6,467	▲6%	4	6,790	1	6,382	▲6%	2	6,880	1	6,467	▲6%	3	6,690	2	6,288	▲6%	7
	寝屋川市	7,450	6		5	7,050	5		4	6,700	3		2	6,650	2		1	-	-	-	6,600	4		3							
	守口市	7,020	11		10	6,660	10		9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,120	10		9								
	門真市	7,400	7	6,660	▲10%	15	7,050	5	6,345	▲10%	15	6,660	5	6,000	▲10%	5	6,630	3	5,970	▲10%	3	6,660	4	6,000	▲10%	4	6,600	4	5,940	▲10%	17
	大東市	6,600	16		16	6,200	18		18	6,000	6		5	5,950	4		4	6,000	5		4	5,900	18		18						
	交野市	6,210	20		20	5,715	23		22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,400	24		22								
	四條畷市	5,900	26		24	5,550	26		24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,300	26		24								
南河内	東大阪市	8,000	1		1	7,400	1		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,000	1		1								
	八尾市	7,000	12		11	6,500	12		11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,100	11		10								
	松原市	7,600	3		2	6,700	9		8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,200	9		8								
	羽曳野市	7,000	12		11	6,500	12		11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,000	14		13								
	富田林市	7,000	12		11	6,500	12		11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,100	11		10								
	河内長野市	6,600	16		16	6,100	19		19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,700	19		19								
	柏原市	5,900	26	5,600	▲3万円	27	5,500	27	5,200	▲3万円	28	-	-	-	-	-	-	-	-	5,300	26	5,000	▲3万円	27							
藤井寺市	6,100	24	5,800	▲3万円	25	5,700	24	5,400	▲3万円	26	-	-	-	-	-	-	-	-	5,500	20	5,200	▲3万円	25								
大阪狭山市	5,510	29		29	4,940	29		29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,750	29		29									
泉州	岸和田市	6,600	16		16	6,300	16		16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,000	14		13								
	和泉市	6,600	16		16	6,300	16		16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,000	14		13								
	泉佐野市	6,200	21	5,580	▲10%	28	5,800	21	5,220	▲10%	27	-	-	-	-	-	-	-	-	5,500	20	4,950	▲10%	28							
	貝塚市	6,200	21		21	5,900	20		20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,500	20		20								
	泉大津市	6,100	24		23	5,800	21		21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,500	20		20								
	高石市	5,800	28		25	5,500	27		25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,200	28		25								
	泉南市	5,130	31		31	4,680	31		31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,500	31		31								
阪南市	5,300	30		30	4,800	30		30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,600	30		30									
平均	6,679	-	6,601	-	6,232	-	6,157	-	6,446	-	6,292	-	6,505	-	6,238	-	6,403	-	6,225	-	5,858	-	5,787	-	-						